

図1 まちづくりに関する4つの大きな施策

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例が制定されました
「安心して暮らせる快適都市やしお」の実現に向け、まちづくりの基本的仕組みを定めています。
この条例は10月1日(開発事業に関する条例)については平成24年1月1日(まちづくり条例)から施行されます。

まちづくり条例とは？

都市計画マスタープランに基づきまちづくりを目指します

都市計画マスタープラン(平成21年3月策定)により、おおむね20年後のまちづくりの姿が示されました。

この条例は、公共の福祉を高め、誰もがこのまちに生涯住み続けたいと思える安心して暮らせる快適都市を実現するため、市のまちづくりの基本理念を定め、市民等、開発事業者および市の責務などを

明らかにするとともに、市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続および土地利用に関する基準などのまちづくりの基本的仕組みを定めたものです。

まちづくり条例の構成とまちづくりを推進するための4つの大きな施策

条例の構成

基本的な事項を定めた「総則」をはじめとし、「まちづくり施策の体系」「まちづくりの支援、適正な執行を図る

規定等」の9章から構成されています。

4つの大きな施策

市の現状と課題を踏まえて、「八潮らしいまちづくり」を市民主体で進めるための制度が定められています(図1)。

まちづくり条例ができる何がかわるの？

市民のまちづくりへの参加の機会が増えます

①地区ごとのまちづくり計画策定への参加

1 参加と協働のまちづくり

「参加と協働による地域のまちづくり」「都市計画の決定等における市民参加のルール」などについて定めています。

1

市民等と市による「参加と協働のまちづくり」

市民等、開発事業者、市がまちづくりについて協働で取り組むための仕組みを定めています。地区を指定し、協働の場としてまちづくり協議会を設け、まちづくりの計画を定めます。

- ① 駅周辺のまちづくり
② 産業・住環境共生のまちづくり
③ 推進地区のまちづくり

市民が主体的に取り組む「自主まちづくり活動」

市民等が身近な地域を対象にして、自主的・自発的にまちづくり活動に取り組む仕組みを定めています。市民等の多様な活動に対し、市は必要な支援を行い、きめ細やかなまちづくりを進めます。

- ① 地域まちづくり活動
② ご近所まちづくり活動
③ 施設管理型まちづくり活動
④ テーマ型まちづくり活動

2 美しい街並みづくり

美しい街並みの形成や市の貴重な資源である自然環境などの特性を生かした、八潮らしさを生かすための制度について定めています。

2

景観まちづくりに関する積極的な取り組み

地域特性を生かした、八潮らしいまちづくりを進めるため、「八潮市景観基本計画」を柱としたまちづくりの仕組みを定めています。さらに、新たな制度・仕組みにより、景観まちづくりの枠組みを充実しています。

- ① 景観基本計画
② 景観法による委任
③ 特定区域等の景観形成
④ 公共施設等のデザイン協議

3 環境と緑のまちづくり

市民等による緑と花いっぱい運動や農地を生かしたまちづくりの推進について定めています。

3

協働による緑化の推進と緑の保全

- ① 環境配慮指針等
② 緑の基本計画
③ 緑と花いっぱい運動
④ 緑化の推進
⑤ 緑の基金
⑥ 緑の保全

ガーデンコミュニティ制度

農地所有者と市民等の参加と協働により、農地の活用を図ります。

4 秩序あるまちづくり【平成24年1月1日施行】

開発事業などについて、市民等・開発事業者・市が協働して、一定の整備水準を確保した良好な土地利用を進めるための制度について定めています。

4

開発事業における市民参加の仕組み等

開発事業を3つに分類し、開発規模に応じて、計画の初期段階から市民等に周知することにより、意見が反映された良好な開発事業となるよう手続を定めています。

- ① 大規模開発事業
② 開発事業
③ 小規模開発事業

開発手続の各段階において、市民等・開発事業者・市が協働で調整する機会を保障しています。

八潮市まちづくり・景観推進会議の委員募集

まちづくりに関する重要事項等について、審議などを行っていただきます。

回10月から2年間(会議は2カ月に1回程度開催、報酬あり)
市内在住・在勤の20歳以上の方など(平成23年4月1日現在)で、平日の昼間に開催する会議に出席できる方*市の附属機関の委員・市職員・市議会議員を除く
定4人(選考あり)
申込募集機(400字程度・様式あり(開発建築課窓口または市ホームページからダウンロード))・住所・氏名・性別・生年月日・年齢・職業・電話番号を記入のうえ、8月31日(水)までに、開発建築課窓口へ(応募者本人持参)

施行規則(案)の意見募集

皆様のご意見を広く募集します。

●施行規則(案)の公表

市役所(840情報資料コーナー)、駅前出張所、八幡図書館、八條図書館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、やしお生涯学習館、開発建築課窓口および市のホームページでご覧いただけます。

●募集期間など

回9月12日(月)まで(必着)

市内在住・在勤・在学の方、または市内に事業所を持つ方、土地の権利者など

●提出方法

「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例施行規則(案)に関する意見」と明記(メールの場合は件名に)し、住所・氏名を記入のうえ、窓口、郵送、ファックス(☎997-7310)、電子メール(kaihatsukenchiku@city.yashio.lg.jp)で開発建築課へ

●提出された意見などの公表

提出された意見などは、市の考え方を付して、内容を公表します(※住所・氏名は公表しません)。類似の意見はまとめて公表することがあります。また、ご意見に対する個別回答はしませんので、ご了承ください。



施行規則(案)の説明会

施行規則(案)の内容について、次のとおり説明会を開催します。

Table with 2 columns: 日時 (Date and Time) and 場所 (Venue). Rows include dates from 8月30日 to 9月4日 and venues like 八條公民館 and 八潮メセナ.

条例の詳細を定めた施行規則の制定にあたり説明会および意見募集を行います！